

会津美里町イベント事業費補助金

活用の手引き（令和7年度版）

会津美里町における商工業の振興及び観光事業の活性化を図るため、イベントを主催する実行委員会等に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。
（会津美里町イベント事業費補助金交付要綱に基づく。）

※補助金とは※

行政の目的に一致する事業の取組について、資金の一部を給付し、支援することで目的達成を図る仕組みのことです。
町に計画等を申請し、町からの交付が決定した後、事業を実施し、実績を報告の流れとなります。

資金の給付は、実績を報告し、町で審査が終了したあとになります。

融資とは異なり、資金を事前に調達できるものではないため、事業実施にあたっては注意する必要があります。

（1）補助の対象となる方

組織の運営に関する規約・会則等を持ち、自主的な活動が出来る組織や団体

（例）〇〇〇実行委員会 など

【注意点】補助申請をする場合には、規約や会則の提出が必要となります。

（2）補助の対象となる事業

文化の継承と地域経済の貢献に繋がる不特定多数を対象とした催し
かつ、過去2回以上開催実績のあるイベント

（例）昔から続く伝統的なイベントで、不特定多数が参加可能なもの

（3）補助金額

補助対象経費（※）の2分の1以内の額（上限額：15万円）

※裏面「（4）補助対象経費」参照

【注意点】1,000円未満の端数がある時は、それを切り捨てた額。

ただし、次の要件すべてに該当する事業の場合、上限額は50万円になります。

①中心市街地において実施する広域から集客を見込めるイベント

②5つ以上の事業者による事業

③商工業の振興と観光業の振興に特に寄与するイベント

（例）町外に広くチラシを配布し、事業者間で連携して中心市街地で行う伝統工芸の物販イベントなど

【参考：補助金額計算のイメージ】（上限額15万円の場合）

（例1）補助対象経費が合計で10万円程度かかる場合

補助対象経費 10万円

計算 10万円×50%（補助率）＝5万円

補助金額 5万円

（例2）補助対象経費が合計で50万円程度かかる場合

補助対象経費 50万円

計算 50万円×50%（補助率）＝25万円

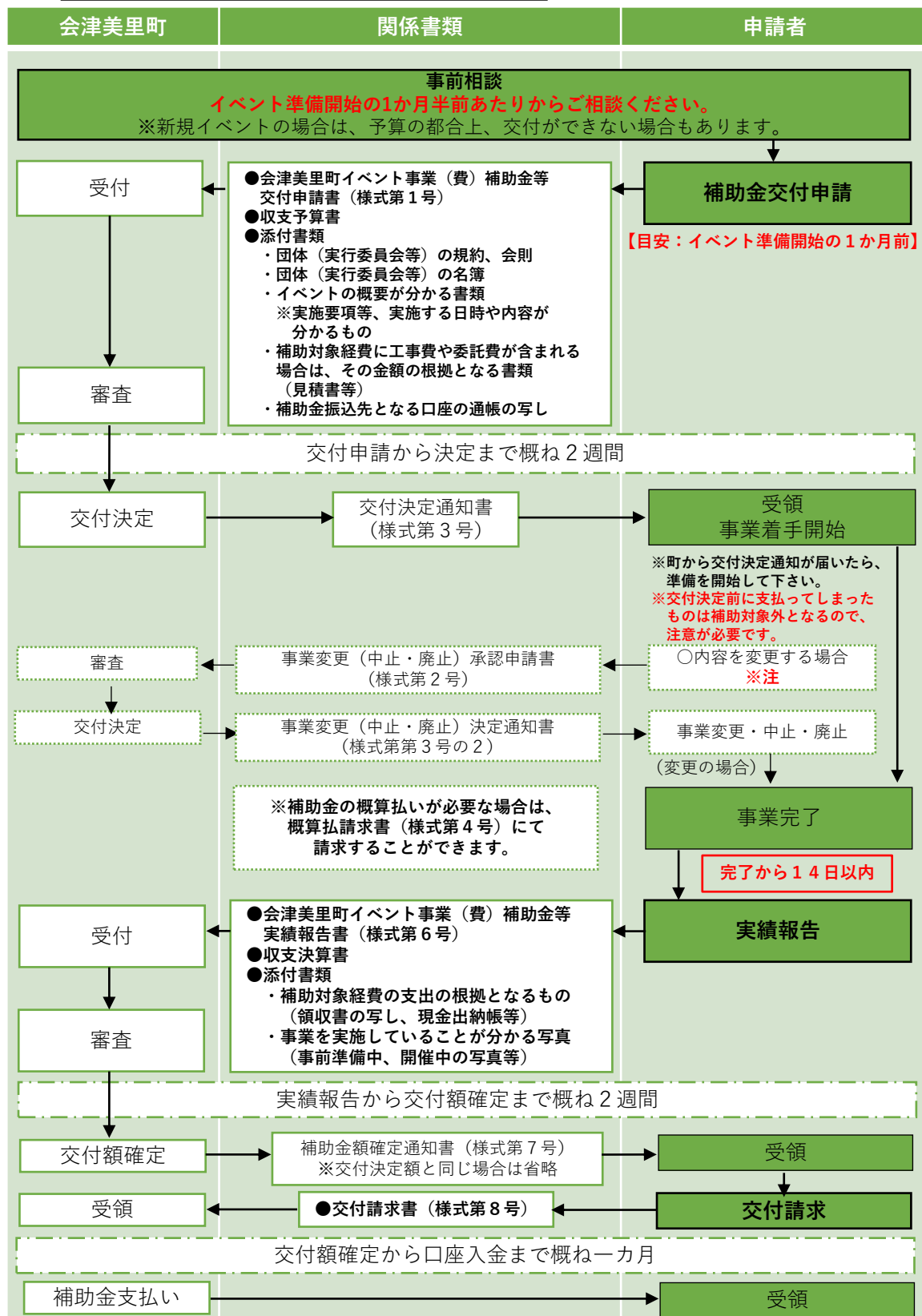
上限が15万円なので・・・ 補助金額 15万円

（4）補助対象経費

補助の対象となる経費は、主に事業実施にあたって必要となる費用で、規定があります。

詳しくは別紙「補助対象経費一覧」をご覧ください。

(5) 会津美里町イベント事業費補助金フロー図



※注 当該補助対象事業費合計の100分の20以上の変更は、事業変更（中止・廃止）承認申請が必要となります。

＜問い合わせ先＞
会津美里町役場産業振興課商工観光係

TEL : 0242-55-1191 FAX : 0242-55-1199
メール:sangyo@town.aizumisato.fukushima.jp

補助対象経費一覧

①	賃金	イベント当日の運営にかかるアルバイト代 など 【注意点】 イベント当日など臨時的に人を雇用する場合のみ対象。 自分たちの団体の構成メンバーの方の人件費は対象外。
②	報償費	事業で招いた専門家や他団体への謝礼金やイベントに参加してくれた子供たちへの景品 など 【注意点】 自分たちの団体自体への報償費は対象外。
③	食糧費	当日のイベントのスタッフへの弁当代 など 【注意点】 懇親会等にかかる経費は対象外。
④	消耗品費	事業を行う上で必要な範囲内での事務用品代 など 【注意点】 物販を行う場合、商品の仕入れにかかる経費は対象外。
⑤	印刷製本費	事業に関するパンフレット、ポスターなどの印刷 など 【注意点】 販売することを目的としたパンフレットや冊子の印刷代は対象外。
⑥	修繕費	事業で行う設備等の修繕代 など
⑦	通信運搬費	事業を行う上でチラシを郵送した際の切手代、イベント時のPR物品発送代 など
⑧	広告費	新聞、テレビ、ラジオ等によるイベントのPR経費 など
⑨	★委託料	事業のホームページを作成する際の委託 や イベント開催時の会場設営 など
⑩	手数料・保険料	イベント開催時の傷害保険、経費支払時の振込手数料 など
⑪	使用料及び賃借料	イベント準備・開催時の会場使用料 や バスの借上料 など
⑫	★工事請負費	イベントで必要となる建物等の整備費用など 【注意点】 イベント以外の目的で使われるものへの工事は対象外。
⑬	原材料費	イベント開催時のふるまいに使用する食材 など
⑭	★備品購入費	機械、設備などの購入費 【注意点】 イベント以外の目的で使われる備品購入費は対象外です。
⑮	記録撮影のための撮影代	イベントや伝統文化の記録のために撮影する撮影代 など

★のついている委託料、工事請負費、備品購入費については、補助対象経費全体の50%までしか補助対象となりませんのでご注意ください。
(ただし、町長が認める場合はこの限りではありません。)

【注意事項】補助対象とならない経費

- ・補助金交付決定前に発生した経費
- ・補助対象事業のみに使ったかどうかを明確に切り分けできない経費
(例) 自分の団体の事務所の整備工事やテレビやパソコンの購入 など
- ・既に他の補助金の交付を受けている事業にかかる経費
- ・販売を目的としたものに対する経費
(例) 販売する商品の仕入れ や 販売する印刷物にかかる経費 など
- ・交際費
(例) 贈呈経費、慶弔費、祝儀 など
- ・負担金、交付金、貸付金
- ・敷金などの後日返金される経費
- ・設計費